

# 令和 7 年度熊本城文化財整理作業業務委託仕様書

本仕様書は、令和 7 年度熊本城文化財整理作業業務委託（以下、業務という。）について規定するものであり、業務は本仕様書及び熊本城調査研究センター（以下、委託者という。）の指示に基づいて受託者が実施する。

## 第 1 章 総則

### 第1条 目的

本業務は、特別史跡熊本城跡出土遺物の整理作業及び石垣石材調査票データ整理作業を実施するものである。

### 第2条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 19 日までとする。

### 第3条 作業場所

作業は受託者の用意した場所で行うこと。ただし、各作業における委託者による確認及び遺物の破損・散逸防止のために作業場所は熊本市内に設けるものとする。

### 第4条 作業工程

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、作業工程表を作成・提出し、委託者に承認を得ること。
- (2) 業務進行中に工程を変更する必要がある場合、受託者は更新した工程表を委託者に提出し、承認を得なければならない。

### 第5条 資料等の管理

委託者は、本業務実施に必要となる遺物、デジタルデータを受託者に貸与する。受託者はこれを紛失、散逸することのないよう適切に管理すること。

## 第 2 章 業務の概要

業務の概要は次のとおりとする。

#### 【出土遺物整理作業】

- ・遺物洗浄
- ・遺物把握台帳作成（手書き・データ入力）
- ・遺物注記作業
- ・遺物接合作業
- ・遺物実測図・拓本作成
- ・遺物実測図デジタルトレース
- ・遺物観察表作成

#### 【石垣石材調査票データベース整理作業】

- ・石垣石材調査票のデータベース化

### 第6条 対象資料

#### 【出土遺物整理作業】

- ・遺物洗浄（第 8 条に基づくもの。）

ミカンコンテナ等 134 箱分（※内訳は参考資料 1 参照）

- ・把握台帳作成・遺物注記（第 9 条から第 11 条に基づくもの。）  
ミカンコンテナ等 55 箱分
- ・遺物接合（第 9 条から第 11 条に基づくもの。）  
ミカンコンテナ等 11 箱分
- ・遺物実測・拓本・デジタルトレース（第 12 条から第 13 条に基づくもの。）  
出土遺物 60 点分（※内訳は参考資料 2-1、2-2 参照）
- ・遺物観察表の作成（第 14 条に基づくもの。）  
出土遺物 63 点分（※内訳は参考資料 2-1、2-2 参照）
- 【石垣石材調査票データベース整理作業】
- ・石材調査票のデータベース化（第 15 条に基づくもの。）  
石材 4,190 石分（※内訳は参考資料 3 参照）

### 第 3 章 業務の内容

#### 第 7 条 遺物整理作業の基本方針

第 8 条から第 12 条に記載する各作業について、明記されていない内容については、以下の文献に記載された内容に準拠するものとする。ただし、接合などに際してのテープの使用及び実測に際しての遺物へのチョークなどによる白線描画は一切不可とする。

文化庁文化財部記念物課監修 2010『発掘調査の手引き-整理・報告書編-』同成社

#### 第 8 条 遺物洗浄

- (1) 受託者は、遺物の種類に応じて、遺物が出土した時点の状態以上に破損する事のないように道具を使い分けながら付着している土などを除去しなければならない。また、洗浄の際に接合可能と判断した遺物について、受託者側で用意した同じ袋に収納すること。
- (2) 遺物及び出土位置を示す遺物ラベルは、混同・紛失しないように注意すること。遺物ラベルについては、著しく汚濁・破損している場合は、委託者が提供するラベルに新たに書き改めること。なお、遺物ラベルとコンテナ記載のラベルの記述内容が異なる場合は、委託者に報告・指示を求めること。
- (3) 洗浄した遺物は、遺物の残存状況や色調を損なわないことに留意しつつ、十分に乾燥させること。特に瓦、石造物については十分に乾燥させるよう留意すること。
- (4) 遺物洗浄が終わり次第、受託者は委託者に連絡し、委託者による点検を受けること。委託者から不備の指摘があった場合、受託者は不備を解消すること。

#### 第 9 条 遺物把握台帳作成（手書き・データ入力）

- (1) 1 箱分のコンテナ内に収納されている遺物について台帳を作成する。受託者は各コンテナ内の遺物を把握し、把握した内容を【様式 1-1】に記入すること。記入は原則手書きで行うものとし、判読可能なよう楷書で分かりやすく記入すること。
- (2) 1 箱分のコンテナにつき、1 枚の【様式 1-1】の台帳を作成すること。
- (3) 作成した【様式 1-1】の台帳をもとに、【様式 1-2】に入力すること。

#### 第 10 条 注記作業

- (1) 注記作業は原則、全ての遺物に対し行うものとする。ただし、注記が書ききれない場合は、ラベル記載の遺物ナンバーを注記すること。
- (2) 注記内容は、遺物ラベルの情報を記入すること。

- (3) 注記は対象に応じてポスターカラー、墨汁などを使い分けて判読可能なよう楷書で分かり易く、可能な限り小さく記述すること。また、文字の上には原則としてニスを塗ること。
- (4) 注記箇所は、調整や器形の観察、実測作業、写真撮影に支障のない箇所を吟味して選定すること。
- (5) 金属製品・貨幣等の注記に適さない遺物については、遺物自体に注記せず、ラベルに注記事項を書き、わかるようにビニール袋などに収納しておくこと。

## 第11条 接合作業

- (1) 接合が可能な遺物のうち、委託者から指示のあったものについて接合を行うものとする。接合作業は、セルロース系の接着剤を用い、必要十分な量を用いて十分に接着させるとともに、遺物表面への接着剤のはみ出し、飛散がないように丁寧に行うこと。
- (2) 接合によって、遺物が不安定となった場合、受託者は委託者と協議し、了承を得た上で遺物の強度を補う必要最低限の範囲内で石膏を入れること。その際には必要箇所の周囲に陶土を塗るなどして、石膏の付着による汚損等がないようにすること。

## 第12条 遺物実測・拓本

- (1) 本業務の成果は研究資料ともなることから、十分な観察と類例調査のうえで、考古学の資料として必要な情報が不足なく記載されるよう精度を保つこと。
- (2) 実測方法は手測りによる実測を原則とし、1mm 方眼の用紙及び適切な硬度の黒鉛筆を用いること。
- (3) 実測作業の都合上、接合及び石膏復元を留保した遺物については、実測終了後速やかに接合及び石膏復元を行うこと。
- (4) 陶磁器に色絵等がある場合、委託者が指示する面の写真を撮影の上、実測図に詰め込むこと。
- (5) 実測図の注記については、遺物ラベル記載の情報と遺物観察表（【様式 4-1～4-4】、詳細は第14条に記載）の内容を記入すること。その他委託者から別途指示があった場合には従うこと。各遺物の計測箇所は、【様式 2】計測箇所及び【様式 4-1～4-4】遺物観察表を参照すること。
- (6) 拓本の指示があるものは画仙紙を使用し、シワや墨の濃淡・にじみ・ムラ等に注意し、均一な濃度を保つとともに、個体ごとの濃度差が可能な限り小さくなるように注意すること。また、拓本濃度について作業前に委託者の指示をうけること。校了した拓本をコピーする際は、モノクロで行うこと。
- (7) 複数人で作業を行う場合には、実測図における同一の線種や調整の表現、注記等で成果品に差異がないように受託者は作業員を監督しなければならない。
- (8) 作成した実測図・拓本は、適宜委託者による校正を受けなければならない。校正の際には、実測図とともに遺物を一旦返却すること。不備の指摘を受けた場合は速やかに訂正し、校了するまで校正を行う。なお、受託者は委託者へ校正を依頼する前には提出する実測図・拓本を社内校正し、委託者の事前の指示や、校正時の指摘箇所などが反映されていることを確認しなければならない。

## 第13条 実測図デジタルトレース

- (1) 校了した実測原図をスキャナーにて取込み、描画ソフトを用い、歪みを補正したうえで、デジタルトレースを行うこと。
- (2) トレース図の保存形式は、Adobe Illustrator で編集可能なものとする。
- (3) スケールの様式は、『熊本城調査研究センター報告書 第5集』にあわせること。
- (4) トレースの線種・レイヤーについては、【様式 3】を基本とする。ただし、委託者より別途指示がある場合は、委託者の指示に従うこと。

- (5) 作成した実測図デジタルトレースは、適宜委託者による校正を受けなければならない。不備の指摘を受けた場合は速やかに訂正し、校了するまで校正を行う。

#### **第 14 条 遺物観察表の作成**

- (1) 遺物観察表は【様式 4-1～様式 4-4】を参照して作成すること。
- (2) 複数人で作業を行う場合には、作業者間で用語や認識に齟齬がないように統一しておくこと。

#### **第 15 条 石材調査票のデータベース化**

- (1) 石材調査票の Excel データと写真データを既存の「石垣台帳データベース」(Microsoft Access を使用)に追加入力すること。
- (2) 石材調査票のデータベース化が完了次第、委託者の点検を受けること。点検の結果、修正を要する箇所が判明した場合、受託者は速やかに修正を行うこと。

### **第 4 章 関連業務**

#### **第 16 条 遺物の搬出・搬入**

受託者は本業務実施にあたり、委託者が指定する保管場所よりコンテナを搬出し、業務完了後、委託者が指定をする保管場所に速やかに返納すること。搬出、搬入作業は委託者立会のもとで行い、作業時には遺物を破損・紛失させないように十分注意すること。

#### **第 17 条 遺物の取扱い・保管**

- (1) 受託者は、本業務で取扱う遺物が埋蔵文化財であることを十分認識し、その取扱い及び保管を慎重に行わなければならない。
- (2) 本委託業務期間中、受託者は適切な環境下で遺物を保管し、劣化の恐れがある遺物については劣化の進行を防ぐこと。
- (3) 受託者は、作業中若しくは運搬中などに、遺物等を紛失及び損傷した場合は、速やかに委託者に報告し、原状に復するか、又はそれに相当する賠償の義務を負わなければならない。

#### **第 18 条 作業写真**

各作業において作業状況写真を撮影すること。撮影はデジタルカメラで行うこと。

#### **第 19 条 打合せについて**

委託者と受託者は、本業務の作業ごとに打合せを十分に行い、業務の円滑化を図ることとする。なお、打ち合わせ内容は、打ち合わせ記録簿等を作成し、記載すること。

#### **第 20 条 留意事項**

- (1) 本業務に必要な機材・消耗品は受託者が準備すること。
- (2) 受託者は本業務中に知り得た内容及び成果品・記録類を、委託者の許可なく第三者に公表、譲渡、貸与してはならない。

### **第 5 章 成果品**

#### **第 21 条 成果品の権利等について**

- (1) 受託者は、成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該成果物の引き渡し時に委託者へ無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物について委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しな

いものとする。

## 第22条 業務完了後に不備が発覚した場合について

業務完了後、受託者の責に属する理由による成果品の不備が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。これに要する費用は受託者の負担とする。

## 第23条 納入成果品について

納入成果品は以下のとおりである。

|                                 |
|---------------------------------|
| (1) 打合せ記録簿                      |
| (2) 作業日誌                        |
| 【遺物整理作業】                        |
| (3) 遺物把握台帳（手書き・Excel データ）       |
| (4) 実測図（原本）                     |
| (5) 実測図（原本をスキャンしたデジタルデータ）       |
| (6) 実測図トレース図（デジタルデータ）           |
| (7) 拓本（原本※画仙紙に実測No.を鉛筆などで記載のこと） |
| (8) 拓本（原本をコピーしたデジタルデータ）         |
| (9) 遺物観察表（Excel データ）            |
| (10) 作業記録写真（JPEG データ）           |
| 【石垣石材調査票データ整理作業】                |
| (11) 石垣台帳データベース（デジタルデータ）        |
| (12) 上記以外、本委託業務で発生した成果物         |

※デジタルデータ分は紙焼きし『成果品報告書』としてまとめ、デジタルデータについては外付けのHDDに保存し、報告書とともに納品すること。納品は報告書、外付けHDD各1部とする。記録保存媒体の費用は受託者負担とする。

## 第6章 その他

### 第24条 疑義について

本仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合については、委託者と十分協議の上、委託者の指示に従うものとする。